

死亡の届出をされた方へ

◆役場または支所での手続き

～ 亡くなられた方が「世帯主」の場合 ～

亡くなられた後、同じ世帯に2人以上いらっしゃる場合は**世帯主の変更届**が必要です。新たに世帯主になる方が**印鑑と免許証等の本人確認書類**をお持ちください。

～ 印鑑登録をされている場合 ～

印鑑登録証をお返してください。

～ 国民年金(老齢・障害・遺族)を受給されている場合 ～

年金証書と印鑑、請求者の通帳をお持ちください。(請求順位が決められていますので詳しくは担当までお問い合わせください)

注) 手続きが遅れますと、年金の返還が生じる場合があります。

～ 国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者証をお持ちの場合 ～

葬祭を行った場合、**葬祭費支給申請書**を提出していただきますので、**申請者(喪主をされた方)の印鑑、振込先口座の通帳、喪主をされた方の氏名が確認できるもの(会葬礼状、または葬儀費用の領収書)**をお持ちください。

また、**被保険者証**をお返してください。世帯主が亡くなられた場合は**国保加入者全員の被保険者証**をお持ちください。(差し替えとなります)

～ 介護保険被保険者証をお持ちの場合 ～

印鑑をお持ちになり、**介護保険資格喪失届**を提出し**被保険者証**をお返してください。

～ 身体障害者手帳をお持ちの場合 ～

印鑑をお持ちになり、**身体障害者手帳返還届出書**を提出し**身体障害者手帳**をお返してください。

～ 農地を相続等された場合 ～

農地を相続等により取得したときは、農地のある市町村の**農業委員会**に届出が必要です。この届出は、権利取得を知った日(被相続人が亡くなられた日等)からおおむね10ヶ月以内に行ってください。届出用紙は、阿賀町農業委員会事務局にあります。

～ 森林の土地を相続等された場合 ～

森林の土地を相続等により取得したときは、森林の土地がある市町村に届出が必要です。この届出は、所有者になった日から90日以内に行ってください。届出用紙は、阿賀町役場農林課林政係にあります。

税金・水道・テレビ電話など、名義変更等が必要と思われる方は、各担当にお問い合わせください。

◆その他の機関での手続き ※下記までお問い合わせください。

～ 厚生年金等(老齢・退職・障害・遺族)を受給されている場合 ～

新潟東年金事務所 TEL 025-283-1013

～ 農業者年金を受給されている場合 ～

新潟みらい農業協同組合 阿賀支店 TEL 0254-92-3071

～ 恩給等を受給されている場合 ～

総務省人事恩給局 TEL 03-5273-1400

～ 相続放棄の申述書(必要な方のみ) ～

相続開始から3ヶ月以内に、家庭裁判所で手続きが必要です。

新潟家庭裁判所 TEL 025-333-0131

◆阿賀町役場本庁・支所電話番号(市外局番0254)

町民生活課(戸籍・税金) 92-5761 子ども・健康推進課(国保・年金・後期高齢) 92-5762

福祉介護課 92-5763 鹿瀬支所 92-3330 上川支所 95-2211 三川支所 99-2311